

宇宙開発利用専門調査会の設置等について（案）

平成 13 年 10 月 30 日
総合科学技術会議

- 1．総合科学技術会議令第 2 条第 1 項に基づき、総合科学技術会議に宇宙開発利用専門調査会を設置する。

宇宙開発利用専門調査会は、我が国宇宙産業の国際競争力の強化を図るとともに、宇宙の利用を通じて国民生活の質の向上等に資するため、今後の宇宙開発利用に対する取組みの基本等について調査・検討を行う。

- 2．総合科学技術会議令第 1 条第 1 項に基づき、総合科学技術会議に、宇宙開発利用に関して調査・検討を行う専門委員を置くことにつき内閣総理大臣に意見具申する。

設置の趣旨について

- 1．我が国の宇宙開発利用は、次期主力ロケット H-IIA の打上げ成功（平成 13 年 8 月 29 日）などを契機として、これまで蓄積してきた技術開発の成果を産業の国際競争力の強化や、その利用を通じた国民生活の質の向上に活かすべき段階に入った。
- 2．世界に目を転ずれば、東西冷戦構造の終焉に伴い、欧米では軍事技術の民生利用への転換によって急速な産業化が進展している。また、ロケット打上げサービス市場へのロシアや中国の参入などにより、その競争は一層激しさを増している。
- 3．このような状況の中で、我が国は、長期的な戦略の下に、効果的に産業化や宇宙利用を進めることが急務となっている。
- 4．一方、我が国全体の宇宙開発に関する重要政策を審議してきた宇宙開発委員会の位置付けが、中央省庁再編に伴い、文部科学省の下に置かれ、宇宙開発事業団に関する事項のみを審議することとされた。
- 5．以上を踏まえ、総合科学技術会議の下に宇宙開発利用専門調査会を設置し、我が国全体を見通して、宇宙開発利用の産業化や宇宙利用の促進についての課題を明らかにするとともに、その課題の解決に向けて、メリハリの効いた具体的な取組みの基本を、平成 14 年春頃を目途にとりまとめる。